

鳥取県総務部建築設計等業務低入札価格調査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総務部、各総合事務所環境建築局及び東部建築住宅事務所が発注する建築設計等業務に係る入札について、低入札価格調査を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例によるほか、以下の例による。

- (1) 「建築設計等業務」とは、建設工事に係る建築関係コンサルタント業務のうち、総合評価入札方式で落札者を決定する業務をいう。
- (2) 「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。
- (3) 「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行うか否かの基準となる価格で建築設計等業務の入札の際に予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で総務部長が別に定める算定方法により発注機関が設けるものをいう。
- (4) 「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る価格で応札した者をいう。
- (5) 「低価格落札者」とは、調査基準価格を下回る価格で当該建築設計等業務を落札した者をいう。
- (6) 「低価格入札業務」とは、調査基準価格を下回る価格で応札された建築設計等業務をいう。

(適用対象業務)

第3条 この要綱は、委託対象設計金額（建築設計等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。）が900万円以上の建築設計等業務（以下「適用対象業務」という。）の入札に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、各発注機関が設置する資格審査委員会が承認したときは、この要綱を適用対象業務に適用せず、又は適用対象業務以外の建築設計等業務に適用することができる。

(調査方法)

第4条 低入札価格調査は、低価格入札者からの事情聴取により行うものとする。

- 2 発注機関は、入札に付した適用対象業務が低価格入札業務に当たるときは、直ちに低入札価格調査を行うものとする。
- 3 低入札価格調査は、次の手順で実施するものとする。
 - (1) 発注機関は、落札の決定を保留した段階で、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した低価格入札者に対して、低入札価格調査を行う旨を通知する。
 - (2) 発注機関は、前号の低価格入札者に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに次条各号に掲げる資料その他必要となる資料（以下「資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。この場合において、当該資料等の提出期限について

は、当該低価格入札業務の入札の日の翌日から7日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を含む。）以内で、発注機関が定める日までとし、当該提出期限内に資料等を提出することができない低価格入札者とは、契約を締結しない。

- (3) 前号前段の場合において、第1号の低価格入札者は、発注機関が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて提出することができるものとする。
 - (4) 発注機関は、前2号の規定に基づき資料等の提出を受けたときは、直ちに当該資料等を提出した低価格入札者から事情聴取を行い、契約の内容に適合した履行の可否について確認するものとする。
 - (5) 発注機関は、前号の事情聴取の後、契約の内容に適合した履行の可否を確認するために追加で資料等の提出が必要であると認めるときは、その理由を明かにした上で追加の資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求めることができる。この場合において、当該追加資料等の提出期限については、追加資料等を提出するよう求めた日の翌日から2日（鳥取県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を含む。）以内で、発注機関が定める日までとし、当該提出期限内に追加資料等を提出することができない、あるいは提出を求めた理由に対して不十分な内容による提出があった低価格入札者とは、契約を締結しない。
 - (6) 契約の締結の可否については、建築設計等業務の担当課長の報告を得て、発注機関が設置する資格審査委員会において判断する。
- 4 低入札価格調査は、前項第1号の低価格入札者以外の者で低価格入札業務に応札した低価格入札者について並行して行うことができる。
 - 5 発注機関は、低入札価格調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行ができないおそれがあると認めたときは、当該低価格入札者を失格とする。
 - 6 低入札価格調査において、低価格入札者が事情聴取において虚偽の説明を行い、又は提出する資料若しくは追加資料に虚偽の内容が含まれていることが判明したときは、当該低価格入札者に対して鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止等措置要綱（第200700191955号鳥取県県土整備部通知）の規定による入札参加資格の停止措置を行う。

（提出を求める資料）

第5条 発注機関は、低入札価格調査の実施に当たり、低価格入札者に対して次の資料等の提出を求めるものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格により入札した理由（**様式第1号**）
- (2) 入札価格の内訳書（**様式第2号**）（再委託を行う場合は、その委託先の内訳書を添付すること。）
- (3) 低価格入札業務の履行体制（**様式第3号**）
- (4) 既受注建築設計等業務の状況（**様式第4号**）（資料の提出の日において履行期間を満了していないものに限る。）
- (5) 配置予定技術者名簿（**様式第5号**）
- (6) 過去において受注・履行した同種又は類似の建築設計等業務の名称及び発注者（**様式第6号**）
- (7) 直近3年の事業（営業）年度に係る計算書（貸借対照表、損益計算書）（**様式第7号**）

(8) 信用状況に関する資料（様式第8号）

(9) その他発注機関が必要と認める資料

（確認内容）

第6条 発注機関は、前条の規定に基づき提出された次の表の左欄に掲げる資料等について、それぞれ同表の右欄に定める内容を確認するものとする。

様式第1号	ア 既受注建築設計等業務の状況、配置する技術者の状況等に照らして、低価格入札業務の適切な履行及び成果品の品質の確保を図れること。 イ 過去に受注した同種又は類似の建築設計等業務の実績、再委託を行った場合の会社の協力体制等に照らして、当該低価格入札者が入札した価格で当該低価格入札業務の履行が可能であること。
様式第2号	ア 公表内訳書に対応した内訳書となっていること。また、公表内訳書に記載されている区分別の人役が確認できる明細書となっていること。 イ 低価格入札業務の実施に必要な費用が計上されていること。 ウ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
様式第3号	ア 低価格入札業務の内容に照らして、配置予定技術者が十分であること。 イ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
様式第4号	配置予定技術者ごとの既受注建築設計等業務の量に照らして、低価格入札業務の実施に支障がないこと。
様式第5号	低価格入札業務の実施のため、配置予定技術者が分担する役割を十分に遂行するために必要な資格等を有すること。
様式第6号	ア 記載された業務実績が実在するものであること。 イ 過去に同種又は類似の建築設計等業務を実施した実績が低価格入札業務に要する経費の低減に資すること。
様式第7号	経営内容に特段の問題がないこと。
様式第8号	信用状況に特段の問題がないこと。

（判断基準）

第7条 低入札価格調査を行った低価格入札者が次の各号に掲げる失格基準のいずれかに該当するときには、当該低価格入札者を失格とする。

(1) 入札価格の内訳書に係る失格基準

- ア 内訳書に記載の数量が、発注図書（閲覧に供した資料）に計上した設計数量を満たしていないとき。
- イ 直接人件費が、発注機関が積算した直接人件費の90パーセント未満であるとき。
- ウ 技術料等経費及び諸経費の合計額が、発注機関が積算した額の50パーセント未満であるとき。

(2) 履行体制等に係る失格基準

- ア 県内業者が実施可能な建築設計等業務を県外業者への再委託を予定しているとき。
- イ 再委託の理由に合理性がなく、又は再委託額が著しく安価であるとき。
- ウ 配置予定技術者の既受注建築設計等業務の量に照らして低価格入札業務の実施が困難であるとき。

エ 時間外賃金の不払いなど労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に抵触するおそれがあるとき。

オ 国、鳥取県から受注した同種業務（過去3年間に受注した委託対象設計金額以上のものに限る。）の評定点に65点未満があるとき。

カ 経営状況又は信用状況に問題があるとき。

キ その他公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき。

（入札参加者への周知）

第8条 発注機関は、適用対象業務の入札を行おうとするときは、当該適用対象業務に係る調達公告に次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）低入札価格調査制度の対象業務であること。
- （2）調査基準価格を設けること。
- （3）低価格入札者を当該適用対象業務の落札者としがない場合があること。

（結果の公表）

第9条 低入札価格調査の結果は、低入札価格調査完了後、総務部長が公表するものとする。

（検査時の提出書類）

第10条 発注機関は、低価格入札業務の履行検査時において、低価格落札者から次の書類の提出を求め、当該書類と第5条の規定により提出を求めた資料とを比較検証し、低価格入札業務が適正に履行されているか否かを確認する。

- （1）職員の従事实績の詳細報告書
- （2）発注機関の積算価格と受注者の実績価格を対比した業務原価調書

（低価格入札者に対する措置）

第11条 総務部長は、低価格入札を同一年度に2回を超えて繰り返した低価格入札者に対し、当該低価格入札業務の落札の有無にかかわらず、その都度1月入札参加資格を停止する。

2 発注機関は、低価格入札者と契約するときは、鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年8月10日付第200700074785号鳥取県総務部長通知）第11条に規定する措置に加え、次の各号に掲げる措置を実施する。

- （1）鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第4項に規定する契約保証金の免除は行わない。
- （2）前金払の金額は、業務委託料の10分の2以内とし、建設工事に関する設計、調査及び測量の委託に係る標準書式について（平成9年4月21日付管第61号鳥取県土木部長通知）の設計業務等委託契約書について、次のとおり取り扱う。

ア 第34条第1項中「業務委託料の10分の3以内」とあるのは「業務委託料の10分の2以内」とする。

イ 第34条第3項中「業務委託料の10分の3」とあるのは「業務委託料の10分の2」とする。

ウ 第34条第4項中「業務委託料の10分の5」とあるのは「業務委託料の10分の3」とする。

エ 第36条の2第2項中「業務委託料の30パーセント」とあるのは「業務委託料の20パーセント」とする。

(3) 配置技術者は専任（国又は地方公共団体が発注した建築設計等業務の管理技術者と兼任していないことをいう。）で配置させることとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日以後に調達公告を行う建築設計等業務の入札（総合評価入札方式に限る）について適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以降に調達公告を行う建築設計等業務（総合評価入札方式に限る）から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日以降に調達公告を行う建築設計等業務（総合評価入札方式に限る）から適用する。